

# 放課後等デイサービスの現状と今後の方向性について

1190534 藤原かれん

高知工科大学 経済・マネジメント学群

## 1. 概要

本研究の目的は、放課後等デイサービスの在り方（理想）と現実に差が存在するのか明らかにすること及び、放課後等デイサービスの在り方（理想）をどうすれば実現出来るのかについて考察することである。

その結果、報酬改定や人員配置の基準を作ることで利潤追求優先の事業所を減らし、質の向上に期待する行政側の理想と、報酬改定により減収となり、閉鎖や事業所存続のため人員の削減に踏み切る事業所側の現実があることが分かった。互いに子どもたちに対して「より良い療育を」と望むものの、2つの間には大きな差が存在した。この差を放課後等デイサービス在り方（理想）に近づける改善のためには報酬区分の指標をより細やかで確実なものにし、障がい児の状態の適切な把握を行うことで、自治体と事業所の状態像の認識の差を埋めることに繋がると考えた。

この研究により、放課後等デイサービスが必要とされ、その価値が認められつつあるのならば、今一度それを社会として支える仕組みに作り直す必要があることが示唆される。

## 2. 背景

近年、障がいのある子どもたちが自立し、社会に参加する力を養うためには、一人ひとりの特性に応じてきめ細やかな支援を行う必要があるとされている。現在、障がいのある子どもたちが放課後等に特定の場所で過ごす支援施策として以下の体系が存在する。

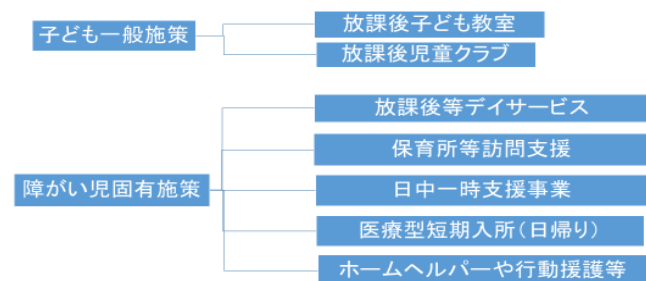


図1. 障がいのある子どもに対する

放課後等の支援施策体系（文部科学省）

参考：『障害児通所支援ハンドブック』全国児童発達支援協議会（2015）

特に平成24年の障害者自立支援法および児童福祉法の改正により新たな支援として位置づけられた「放課後等デイサービス」の制度では、創設後民間企業の参入も可能となったことから利用者、事業所の数が大幅に増加している。その一方で、事業所の急激な増加により、十分な支援をせず、利潤だけを追求する事業所や適切ではない支援を行う事業所の発生、虚偽の書類を提出し不正に給付費を受け取る事業所等さまざまな課題・問題点が生まれている。利潤追求優先の事業所の増加が続くと、それを抑制しようと新たなシステムの変更が言い渡される。しかし、「劣悪な事業所を減らすために」と行った措置により、優良な事業所があおりを受け、厳しい経営状況となっているのが現状である。このままの状況が続けば、放課後等に過ごす子どもたちの居場所がなくなることとも予測される。

このように、国が当初想定していた放課後等デイサービスの創設の理念と、現在の放課後等デイサービスにおける現状は大きく乖離しており、ようやく認識され始めた子どもたちへの放課後活動支援の重要性や、子どもたちの居場所を守るためにも、今一度「適正化」を図るべきであると考えている。

## 3. 目的

本研究の目的は、放課後等デイサービスの在り方（理想）と現実に差が存在するのかについて、サービスをめぐる関係者を対象としたヒアリング調査等より明らかにすることである。さらに、放課後等デイサービスの在り方（理想）をどうすれば実現出来るのか考察することである。

## 4. 研究手順

本研究は、以下の通り進めていく。

- ① 既往文献まとめ
- ② 放課後等デイサービスについて
- ③ 行政サイドにおける障がい児支援の変遷
- ④ 放課後等デイサービス事業所における問題点分析
- ⑤ 関係者間の連携状況の抽出
- ⑥ 実利用面も含めた放課後等デイサービスの課題抽出

⑦理想に近づける改善策

⑧まとめ

#### 4. 既往研究の展開

須河浩一(2012)、丸山啓史(2013)によると、各事業所が子どもにとっての「放課後」をどのように捉えているか、また「放課後」を担う事業所の役割についてどのように考えるか等について事業所間で違いがあり、提供される支援内容や質に大きな開きがあることも指摘されていることが示されている。しかし、既往研究では、「放課後等デイサービス」の事業所運営に主眼を置いており、放課後等デイサービスの利用と現実の差を検討するためには事例が未だ不十分である。

#### 5. 放課後等デイサービスについて

##### ①創設の背景

表 1. 歴史的な背景

年	出来事
昭和47年	「心身障害児通園事業」が制度化
平成10年	「障害児通園(デイサービス)事業」に名称変更
平成18年	障害者自立支援法施行の際に「児童デイサービス」に名称変更
平成20年	厚生労働省の「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書において、放課後活動支援の重要性が指摘される
平成24年	障害者自立支援法および児童福祉法の改正によって、「放課後等デイサービス」創設
平成26年	厚生労働省内で「障害児支援の在り方に関する検討会」が開催される
平成27年	「放課後等デイサービスガイドライン」の策定

参考：『障害児通所支援ハンドブック』

全国児童発達支援協議会(2015)

昭和47年に学齢児に対する障害児福祉施策の源流となる「心身障害児通園事業」が制度化された。これは通園施設のない地域において就学前の子どもの早期療育を実施するための補助事業であった。平成10年には「障害児通園(デイサービス)事業」に名称変更され、通園対象が学齢期(小学6年生まで)に拡大された。これにより、滞在的にあった保護者の「就学後も継続した療育を受けたい」「就労時間帯に子どもが安心・安全に過ごせる居場所がほしい」というニーズに応えることが可能となった。平成18年の障害者自立支援法施行の際に「児童デイサービス」と名称変更され、対象年齢も18歳まで拡大された。これに伴い「障害児学童保育事業」や「障害児学童クラブ」などの名称で地方自治体が独自

に取り組んできた事業や保護者および教育関係者らによる自主的な放課後支援活動からの参入が加速した。平成20年の厚生労働省の「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書において①放課後等における居場所の確保が重要であること、②卒業後の就労や地域生活に向けた教育・福祉・就労の連携が重要であること、が指摘された。これにより、放課後活動支援の重要性が認知されるきっかけとなり、平成24年に障害者自立支援法および児童福祉法の改正によって、学齢期の障がい児の放課後等の活動支援を目的としたわが国初の個別給付による事業「放課後等デイサービス」が創設された。このように放課後等への支援施策は、心身障害児通園事業からの「療育」の流れをくむものと、放課後等の「居場所や豊かな経験の場の提供」の流れのものが混在しながら独自に発展してきたとされている。<sup>1)</sup>

##### ②放課後等デイサービスとは

小学生から高校生(6歳~18歳)までの子どもの放課後や夏休みなどの長期休暇の支援の重要性が認識され創設された放課後活動支援を目的とした事業である。生活能力向上のための訓練や、集団生活への適応訓練、創作活動を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、家と学校以外の居場所や友達作りの場となり「障がい児の学童」とも表現される。

特に、放課後等デイサービスでは個別療育に力を入れている。家族や児童発達支援(就学前の子どもが対象)からのヒアリングや引継ぎの会議を行い、その結果に合わせて一人ひとりの個性に合わせた個別の支援プログラムを作成する。このように子どもの強みを発揮し、自分の力でできることを増やせるような療育を行っている。

また、放課後等デイサービスは家族のサポーターとし、「レスパイト(respite)」としての役割も有する。レスパイトとは一時休止や休息の意味を持ち、放課後等デイサービス利用時に家族に代わり一時的に子どものケアを代替することで、休息をとりリフレッシュしてもらう役割も担っている。

### ③放課後等デイサービスの現状

#### ③-1 放課後等デイサービスの事業所数について

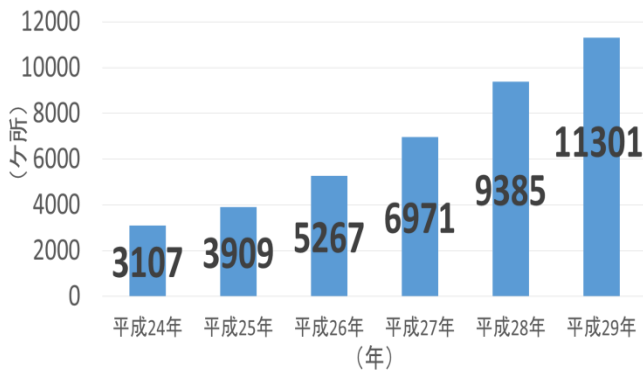


図 2. 事業所数の推移（各年 10 月）

参考：『社会福祉施設等調査の概況』厚生労働省

#### ③-2 放課後等デイサービスの利用者数について



図 3. 利用者数（延べ人数）の推移（各年 9 月）

参考：『障害福祉サービス等の利用状況について』厚生労働省

平成 24 年の制度創設以降、放課後等デイサービスを利用する子どもと、その家族の多種多様なニーズの増加や株式会社等の民間企業も多く参入したことで、学習塾タイプの事業所、体を動かす運動に特化した事業所等、さまざまなタイプの事業所が存在するようになった。選択できる幅が広がり、子どもや家族の必要とされるニーズに応じて、毎日同じ事業所を利用するのではなく、複数の事業所を日替わりで利用している子どもたちも少なくはない。

### 6. 行政サイドにおける障がい児支援の変遷

表 2. 放課後等デイサービス創設後の流れ

年	出来事
平成26年	厚生労働省内で、「障害児支援の在り方に関する検討会」が開催される
平成27年	「放課後等デイサービスガイドライン」の策定
平成29年	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準が改正される
平成30年	「障害福祉サービス等報酬改定」が行われる

参考：『障害児通所支援ハンドブック』全国児童発達支援協議会（2015）

#### ①行政サイドが掲げる理想像

平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」の報告を受け、平成 27 年「放課後等デイサービスガイドライン」が策定された。「放課後等デイサービスガイドライン」によると、放課後等デイサービスの基本的な役割として大きく以下の 3 つが示されている。

##### ○子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

##### ○共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利

用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

#### ○保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

- ①子育ての悩み等に対する相談を行うこと
- ②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
- ③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

各事業所は、このガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上を努めなければならないとされている。

## ②現状

### ②-1. 新聞記事

平成 29 年 12 月の産経ニュースによると横浜市は、障害がある児童生徒が通う放課後等デイサービス事業所が給付費 270 万円を不正受給したとして、新規受け入れを 3 カ月停止したと発表した。市は加算金を含め 378 万円を返還請求。

「ウェルクス」（東京都墨田区）が運営している。市によると、ウェルクスは昨年 3 月～8 月にかけて、市内 4 カ所に事業所を開設。各事業所は直後から基準未満の職員数で運営したり、実際にはいない児童指導員を追加配置していると虚偽申請したりしていた。

また、平成 30 年の産経新聞によると、利用する小学生への虐待と給付費の不正請求があったとして、京都市は同市で 4 施設を運営する「プレイズコンフォート」（福井市）に対し、約 1450 万円の返還を求め、4 施設の指定を取り消すと発表した。また、同社の事業所「くるみの森山科 3 号店」

（同市山科区）で、関西地区マネージャーの 40 代の女性が小学生の頭部を平手でたたいたほか、「おまえや、うるさい」などと不適切な発言をした。会社は「虐待とは認めていない」と否定している。京都市内の 4 施設で児童発達支援管理責任者が不在の期間があったのに、虚偽の書類を提出するなどして平成 28 年 6 月から今年 3 月に給付費を不正に受け取ったとして、加算金を含め約 1450 万円を返還するよう求めている

厚生労働省によると、暴力や暴言など「虐待」と判断された事案も 12 年以来、自治体が把握しただけで 123 件に上っている。

## 7. 放課後等デイサービス事業所における問題点分析

### ①ヒアリング調査概要

平成 26 年 4 月に事業所設立後、高知市内にて現在 2 箇所の放課後等デイサービスの施設運営を行っている「株式会社 SMILE PLUS」の統括マネージャー兼、児童発達支援管理責任者である小嶋様にヒアリング調査を実施した。このヒアリング調査では、放課後等デイサービスの事業所が抱える課題について、施設側の取り組みを参考にし、現在起こっている課題への改善策を考察することを目的としたものである。

### ②ヒアリング質問内容

高知市内で放課後等デイサービス施設を運営している「株式会社 SMILE PLUS」にヒアリング調査を 2 度実施した。ヒアリングは、平成 30 年 9 月 26 日（水）、12 月 17 日（月）に行った。質問内容は以下の項目に示す。

#### 【第 1 回】

- 質問① 放課後等デイサービスの現状
- 質問② 施設における現状と課題
- 質問③ 今考えている改善方法
- 質問④ 他の事業所との違い
- 質問⑤ 利用者・利用者のご家族との関係性
- 質問⑥ 他の組織と連携しているのか

#### 【第 2 回】

- 質問① 施設運営にあたって参考にした事例や事業所の有無

- 質問② 放課後等デイサービスとしてあるべき姿や理想像  
 質問③ 放課後等デイサービスの制度改正や報酬改定によって生じた事業所視点のメリット・デメリット  
 質問④ スマイルプラスをめぐる関係者について

### ③ヒアリング結果

ヒアリング結果をまとめた結果が以下の通りである。

#### 【第1回】

- ・書類作りをしっかりと行うことは施設の信頼のためにも大事だが、書類や事務仕事の負担が大きい。もう少し簡素化出来れば、子どもたちと関わる時間が多く取れるのではないかな。
- ・サービスの質が問われ、有資格者が求められるように変わったと同時に報酬改定で今までの収益と比べたら10～15%減算し、運営が厳しくなった。有資格者には手当てが必要になるため、資格の部分で配置をするなら、収入の面について保障額を増加させてほしい。
- ・放課後等デイサービス全体が厳しくなり、せっかく出来た子どもの居場所がなくなってしまふ。

#### 【第2回】

- ・教育と療育の連携を行うことで、学校と福祉事業所の取り組みが家庭で実っている実例が多くなっている。本人やご家庭を中心とした支援を行うことで、成長を共感できるように支援者だけでなく、それぞれの強みを活かした支援チームとして一丸となって自立・社会進出などといったひとりひとりの目標へ向かって取り組めたらと思う。
- ・放課後等デイサービス全体としては、それぞれの事業所での役割を明確にしながら、各事業所の強みを活かした支援と連携をすることでメリハリのある利用者の生活や、ニーズの受け皿としての広がるのが理想である。
- ・放課後等デイサービスの制度改正や報酬改定によって生じた事業所視点のメリット：放課後等デイサービス全体の専門性の向上やサービスの質の向上に繋がるきっかけになったのではないかな。
- ・デメリット：人員配置の面では、有資格者不足からの人手不足や、報酬が低下したことにより施設運営が厳しい状況になっている。

## 8. 関係者間の連携状況の抽出

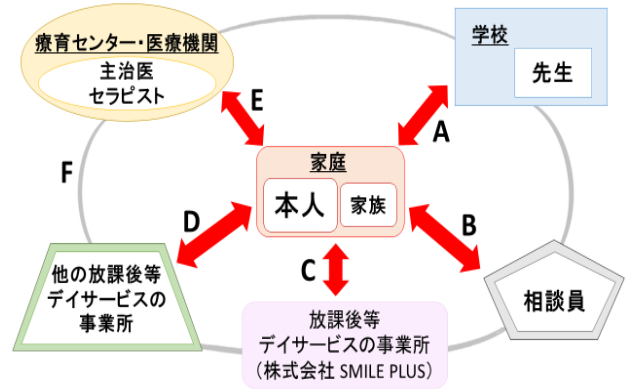


図4. 株式会社 SMILE PLUS における連携図

図4においてヒアリング調査から分かった関係者間の連携状況のイメージ図を示した。

学校（先生）と家庭（本人・家族）を繋ぐA、放課後等デイサービスの事業所と家庭（本人・家族）繋ぐC、他の放課後等デイサービスの事業所と本人（家庭）を繋ぐDでは、一貫した支援と分担しての支援が行われ、双方での情報を指導に反映し支援方針の共有化している。

相談員と家庭を繋ぐBでは、支援サービスの案内や医療機関や療育センターへの紹介、家族としての悩みや相談に対する支援を行っている。

療育センター・医療機関（主治医・セラピスト）と家庭を繋ぐEでは、緊急時の対応や心理アセスメント等の情報共有、支援方針の策定が行われる。

また、Fでは家庭を中心に全ての関係者が繋がっており、本人に対する支援・役割をそれぞれが行うと同時に、全体で目標を共有し、協力していることを表している。

## 9. 実利用面も含めた放課後等デイサービスの課題抽出

### 9-①報酬改定に関して

平成30年から放課後等デイサービスの利用児童について新たな指標が設けられた。その指標により判定された区分に該当する児童の割合に基づき、各事業所の報酬区分が決まるようになった。

《行政の描いていた理想・考え》サービスの質より利益を重視し、人件費を抑えようとしている事業所が増加してい

ることを受け、市区町村が重い障がいがあると判定した子どもを受け入れている割合に応じて報酬額を2つに区分した。これにより、事業所の質の担保、各事業所の収益構造を平等化、収支差率の最適化を図っている。

《現実》「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」（全国放課後連）の調査によると、「人員の削減」が210事業所のうち76事業所、「廃止の危機」が210事業所のうち41事業所と、報酬改定による運営の影響を受けていることが分かった。全国放課後連の調査では、約8割の事業所が以前より低い報酬区分になっており、「自治体が実際より低く障がいの重さを判定している場合があり、質の高いサービスを提供している事業所まで減収になった」と指摘している。

ヒアリング調査で話を伺った事業所でも、報酬改定により今までの収益と比べると約10%減収となり、以前と比べると運営が厳しくなったことが分かった。約10%の減収は、人件費1人分が削られたことを意味する。加えて、特に遠隔地域に存在する施設では、より運営が厳しいのではないかという話を聞くことが出来た。

参考：『障害児の「放課後等デイサービス2割の事業所が閉鎖危機』日本経済新聞 電子版、2018/6/13

## 9-②制度改正に関して

平成29年4月に施行された制度改正により（1）障がい児支援等の経験者の配置（2）ガイドライン遵守及び自己評価結果公表の義務付け、が行われるようになった。

### （1）障がい児支援等の経験者の配置

- ・児童発達支援管理責任者の資格要件

旧	「持っている資格の種類」と「職務内容」と「経験年数」に応じた実務要件
新	保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障がい児・児童・障がいの支援経験(3年以上)を必須化する。

- ・人員配置基準の見直し

旧	指導員または保育士
新	児童指導員、保育士または障がい福祉サービス経験者(2年以上従事)に見直し、そのうち児童指導員または保育士を半数以上配置することとする。

- （2）ガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け  
放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項

目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付けられ、質の評価及び改善の内容を概ね1年に1回以上公表しなければならない。

《行政の描いていた理想・考え》障害者福祉や児童福祉について、資格を有する専門的な知識を持つ職員の増加およびガイドラインに沿った事業所の評価と改善を利用者に見える形で行うことでさらなる質の向上と適切な支援への期待がされた。

《現実》全国の都道府県・指定都市を通じた厚生労働省による平成30年4月末現在の管内放課後等デイサービス事業者の状況についての調査によると、4月に廃止届を提出した事業所は80箇所あり、その中でも「児童発達支援管理責任者等の人員配置基準が満たせない」が18箇所、「その他（事業所統合等）」が32箇所であった。

ヒアリング調査で、人員配置によりサービスの質の底上げや向上になったのではないかという話を聞くことが出来た。しかしその一方で、職員の人手不足や有資格者自体の人数が多くないこと、若い世代が少ないことをあげ、放課後等デイサービス全体の運営が厳しくなるのではないかと懸念した。参考：平成30年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査結果の概要（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室）

## 10. 理想に近づける改善策

私は、自治体による判定基準の格差が施設運営の格差を生み出し、人員配置やサービスの質に格差に及ぼしていると考ええる。

平成30年4月に放課後等デイサービスにおいて報酬に関する改定が実施され、改定に伴い事業所の報酬区分が新設された。事業所の区分の判定方法は、①食事、②排泄、③入浴、④移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする障がい児、または表3の16項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等を0～2点までの点数で点数化し、その点数の合計が13点以上である障がい児が前年度の利用者合計数の半分以上を占めている事業所は「区分1（基本報酬が高い区分）」に、半数未満の事業所は「区分

2」に分けられる。

表 3. 放課後等デイサービスの報酬区分の判定チェックリスト（厚生労働省）

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1.日常生活に支障がない	2.特定の者であればコミュニケーションできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションできる	4.独自の方法でコミュニケーションできる 5.コミュニケーションできない
説明の理解	1.理解できる	2.理解できない	3.理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
異食行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
多動・行動停止	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
不安定な行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
自らを傷つける行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
他人を傷つける行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
不適切な行為	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
突発的な行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
過食・反すう等	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
てんかん	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
そううつ状態	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
反復的行動	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
対人面の不安緊張、 集団生活への不適応	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要
読み書き	1.支援が不要 2.希に支援が必要 3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5以上の)支援が必要

私は、この判定の指標が簡素なことに疑問を抱いた。各項目を判定する点数は、0点の他に、1点となる「週に1回以上」

上の支援が必要」と、2点の「ほぼ毎日(週5回以上の)支援が必要」が存在するが、「週に1回以上」の1点の範囲が広く中間の回数が存在しないことに点数の簡略化が見られる。項目が見られる頻度等について、よりの確な結果を得るためには、偏りが発生しないよう細かく選択肢を分ける必要があり、選択肢の区切り方で判定結果が変わってくると考えた。そのため、この場合では「週に1~2回の支援が必要」、「週に3~4回の支援が必要」、「ほぼ毎日(週5回以上の)支援が必要」と選択肢の幅を広げる必要があるのではないかと考える。

表 4. 障害支援区分の認定調査 80 項目（厚生労働省）

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)			
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)			
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用
3. 意識・感覚等に関連する項目(6項目)			
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-
4. 行動障害に関連する項目(34項目)			
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転
4-5 暴言暴行	4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否
4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない	4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる
4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為	4-16 異食行動
4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動
4-25 過食・反すう等	4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張
4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない	4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価
4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-	-
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)			
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスプレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

表 4 では、18 歳以上を対象とする「障害者総合支援法」では一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するため

の「障害支援区分」で細やかな数の判定項目が用いられていることを示している。「障害支援区分」の判断のためには、自治体による心身の状況に関する80項目の聴き取り調査と、調査項目だけではわからない個別の状況を記入する特記事項により構成されており、これに医師の意見書(24項目)の内容を市町村審査会で総合的に勘案した審査判定が行われ認定される。

このように判定結果の使用目的は違うものの、18歳以上を対象とし、標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」では80項目、6～18歳までの放課後等デイサービスを利用する子どもたちを対象とした指標の判定項目は16項目と、大きな差が存在した。

学齢期の子どもたちは、運動や言語、理解、社会性といった発達の領域が幅広く、その成長も著しい。このことから、1年間の有効期限が存在する受給証の更新毎にこのような16項目から子どもたちの状態像を把握し、障がいの重さで各事業所の基本報酬が左右されるのでは、自治体による格差が生まれてしまうのは明白である。

点数化により報酬区分を決めるのならば、年齢に関わらず「障害支援区分」のような項目数を設け、より細やかで確実な判断が下す必要があると考える。

以上のように指標の選択肢の幅を広げ、項目数を増やしより細やかな指標にすることで、障がい児の状態の適切な把握に繋がり、自治体と事業所の状態像の認識の差を埋めることが出来ると考える。まずは、根源となる自治体による格差をゼロにすることが運営の格差及びサービスの質に関わる格差への影響に歯止めがかかる。

## 11. まとめ

本研究で報酬改定や人員配置の基準を作ることで利潤追求優先の事業所を減らし、質の向上に期待する行政側の理想と、報酬改定により減収となり、閉鎖や事業所存続のため人員の削減に踏み切る事業所側の現実があることが分かった。互いに子どもたちに対して「より良い療育を」と望むものの、2つの間には大きな差が存在した。この差を「放課後等デイサービス在り方(理想)」に近づける改善のためには、報酬区分の指標をより細やかで確実なものにし、障がい児の状態の適切な把握を行うことで、自治体と事業所の状態像の

認識の差を埋めることに繋がると考えた。

放課後等デイサービスが必要とされ、その価値が認められつつあるのならば、今一度それを社会として支える仕組みに作り直す必要があると考える。これは、放課後等デイサービスだけでなく、全ての福祉サービスに言えることである。

## 【謝辞】

本研究に関して、お忙しい中ヒアリング調査にご協力くださった株式会社SMILE PLUSの小嶋洋平様、研究を進めていく中でさまざまなアドバイスをくださった馬淵先生に深く感謝致します。また、株式会社SMILE PLUSでのアルバイトを通し、得た学びや経験が本研究のきっかけとなりました。心から感謝の気持ちと御礼を申し上げます。

## 【使用する用語について】

「しょうがい」の表記については「障害」や「障がい」、「障碍」と記載する文書が存在し、個の尊重や差別、偏見等の理由から、どのように表記するのが正しいのか、さまざまな議論が生まれている。本研究では、「がい」の字をひらがなとし「障がい」と表記、法律等の正式名称を示す場合に限り「障害」を用いる。

## 【引用・参考文献】

- ◆『株式会社SMILE PLUS ホームページ』、  
<https://www.smileplus.co.jp/>
- ◆『放課後等デイサービス STEP』、  
<https://houkago-step.com/dd/houkago-day/3996/>
- ◆『北九州市における放課後等デイサービス事業所に関するアンケート調査』山本佳代子(2016)
- ◆『発達支援の専門性(特集 児童期の支援現場から)』須河浩一(2014)
- ◆『障害児の放課後活動の役割をめぐる論点』丸山啓史(2013)
- ◆1)『障害児通所支援ハンドブック』全国児童発達支援協議会(2015)
- ◆『社会福祉施設等調査の概況』厚生労働省
- ◆『障害福祉サービス等の利用状況について』厚生労働省
- ◆『放課後等デイサービスガイドラインについて』(厚生労働省)



- ◆『270万円を不正受給 放課後デイサービス事業所』産経  
ニュース、2017/12/25
- ◆『京都の障害児通所施設で虐待 給付費不正請求も』産経  
新聞、2018/9/28
- ◆『事業所が今から抑えておくべき、30年度報酬改定の概  
要』、<http://syoshikawa.com/kaitei/>
- ◆【特集】障害のある子に「相次ぐ虐待」…  
<https://www.ktv.jp/runner/backnumber/201811290.html>
- ◆『放課後等デイサービスの報酬区分の判定チェックリス  
ト』厚生労働省
- ◆『障害者総合支援法について』障害福祉情報サービスかな  
がわ、  
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/guide/about/006.html>
- ◆『障害支援区分の概要』厚生労働省